

令和 6 年度 前橋市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」）を策定する。

1 調達の推進の基本的な考え方

障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」）に対する需要の増進を図るため、法第 9 条の規定に基づき、毎年度、調達方針を策定・公表し、当該調達方針に基づき、物品等の調達を行うこととし、各年度の終了後、調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

2 適用範囲

（1）対象部局

この方針の適用範囲は、市長部局、水道局、議会事務局、各行政委員会事務局、教育委員会（市立小・中・高等・養護学校及び市立幼稚園を含む）、消防局（以下「対象部局」）での物品等の調達に適用する。

（2）対象期間

本方針の対象期間は令和 6 年度とする。

3 調達物品等

（1）調達の対象品目

重点的に調達を推進すべき物品等については、別表 1 のとおりとする。なお、「前橋市環境物品等の調達の推進に関する方針（グリーン購入調達方針）」に定めている「グリーン購入調達基準表」に掲げる品目については、グリーン購入を優先するよう努めるものとする。

（2）調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、別表 2 のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

4 調達目標

令和 6 年度に本市が達成すべき優先調達の目標については、以下のとおりとする。

調達目標金額 4, 700 万円

5 調達の推進に関する具体的事項

（1）発注可能な物品等に関する情報提供

障害福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、対象部局に対し情報提供を行い、対象部局は、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

なお、令和 6 年度当初における提供可能な物品等及び提供施設等は、別に定め

る「受注可能品目等一覧表」のとおりであり、障害者就労施設等の物品の開発等に応じた適宜見直しを行うものとする。

(2) 役務に関する共同受注窓口

役務に関する発注については、障害者就労施設等で構成される「前橋市福祉ショップ みんなの店」(前橋市総合福祉会館内)を共同受注窓口とし、みんなの店では、生産能力や納期の関係上、単独の事業所では需要に応じることができない場合、効率的・効果的な発注方法について検討を行うものとする。

ただし、やむを得ない事情により、対象部局から障害者就労施設等へ直接発注することも可能とする。

(3) 契約方法(随意契約)

調達にあたっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号を適用し、随意契約によることができるものとする。

6 調達実績の公表

(1) 調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

7 物品等の調達目標を達成するための方策

調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報及び過去に調達した物品等に関する情報を取りまとめ、対象部局で情報共有を図り調達を推進するため、前橋市障害者優先調達推進会議を設置する。

8 調達方針に関する担当窓口(実績報告・公表)

この方針に関する担当窓口は、福祉部障害福祉課とする。

令和6年度障害者就労施設等からの物品等の調達目標

別表1：対象品目

	品 目	具 体 例
物品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の商品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

別表 2：障害者就労施設等

＊障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

a	就労継続支援 A 型・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 25 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口（※）	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

※ 共同受注窓口「みんなの店」

（住 所）前橋市日吉町二丁目 17 番地 10 総合福祉会館内

（名 称）一般社団法人みんなの店運営委員会

（担当者）事務局長 笠 原 秀 樹

（代表者）会長 中 原 泉

（連絡先）TEL 027-289-6332